

第 8 章

施策の実現に向けて

1. 施策の実現に向けて

施策を着実に実施していくためには、市民（住み手）、事業者（つくり手・供給者）、市役所（行政）が住まいとまちのビジョンを共有し、それぞれの役割を分担して互いの持てる力を発揮し、ともに連携していくことが不可欠になっている。

また、住まいとまちのビジョン実現のためには、施策の進行管理や評価、社会・経済情勢に対応した適時の計画内容の見直し等を適切に行うことも重要になっている。

1. 市民（住み手）、事業者（つくり手・供給者）、市役所（行政）の役割

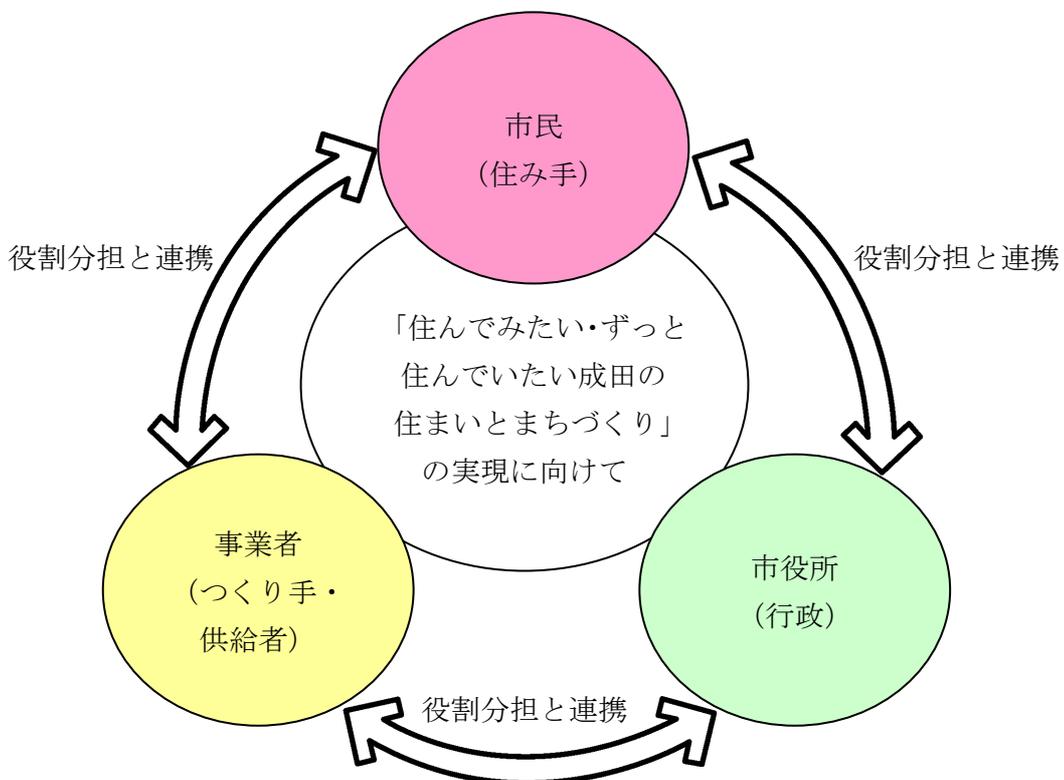
施策を具体化するに当たっては、住み手、つくり手・供給者、行政が次のような役割分担のもと、協働・連携して良質な住まい・まちづくりに取り組む必要がある。

1) 市民（住み手）

住まい・まちづくりに関する情報を積極的に活用し、適切な情報に基づいて、自らのライフスタイルやライフステージに合う住まいや住み方を的確に選択する。

また、自らが住生活の安定と向上に努めるとともに、良質な住まいへの維持向上に力を尽くし、地域の美しいまちづくりや環境の維持・改善にも積極的に参画する。

特に、地球温暖化防止の観点から、省エネルギー、省資源などに配慮した暮らしのスタイルを目指すこととする。



2) 事業者（つくり手・供給者）

住み手のニーズを的確につかむ努力を常に行うとともに、事業者（つくり手・供給者）同士のネットワークによる協力や切磋琢磨を通じ、良質な住まいと住宅サービスの提供や良好なまちづくりに積極的に取り組む。また、住み手へ適切な情報の提供に努める。

住まいは生活の基礎であり、文化を形成する重要な要素であるという認識に立って、事業者（つくり手・供給者）は、単なる経済行為ではなく、価値ある資産や暮らしの文化の提供者としての責務を果たし、宅地・住宅などの供給や管理に取り組む。

3) 市役所（行政）

市役所（行政）は以下の役割に取り組む。

- ①市民・事業者などの意見を聞きながら、良質な住まい・まちづくりの実現に向けて、住まい・まちづくりの方針・計画を作成し、社会・経済状況に留意しながら、必要に応じて適切に見直しを行う。
- ②住まい・まちづくりの方針・計画の実現に向けて、関連部局が連携しながら、必要な規制策、誘導策を実施する。
- ③住まい・まちづくりに関する制度等の情報を積極的に提供する。
- ④福祉部門（高齢者、障害者、子育て支援などの関連部門）、産業部門（地域経済の活性化、中心商店街の活性化など関連部門）などとの連携を強化し、横断的な社会的セーフティネットを構築する。
- ⑤地球温暖化の防止策をより一層推進し、市民の省エネルギー、省資源活動、事業者のエコ活動を支援する。
- ⑥良質な住まい・まちづくりに向けた制度構築を国や県に要望する。

2. 国・県や関連部局との連携

成田市は、全国でもまれな、国際空港都市としての地域の実情や特性を踏まえ、住まい・まちづくりにおいて主体的な役割を果たすための取組みを進める。同時に、総合的な行政主体として、国や県の福祉、産業、消費、まちづくり等の関連分野との連携強化を進める。

また県や関連部局とは、住まいとまちのビジョンの実現に向け、次の役割を担い連携して施策を実施する。

- 国・県：広域的な施策の実施や調整、市町村の補完機能
- 成田市：地域の実情や特性を踏まえた施策の実施

3. 施策の進行管理と協働・連携

住まいとまちのビジョンの実現には、施策の進行管理や評価、適時の見直し等を適切に行うことが必要になっているため、必要に応じて、住み手、つくり手・供給者が参加する庁内の関連部局による会議等を設け、進行管理を行うことを想定する。

また、個別の施策やプロジェクトの実施に当たっては、住み手、つくり手・供給者、行政の協働・連携を図る。

特に、県やつくり手・供給者等の業界団体とは、空き家の有効活用、リフォームの円滑な実施、公営住宅の管理や賃貸住宅の供給、マンション管理の適正化の支援、住宅相談などの各面において、多様な連携の実現に向けた取組みを行う。